

令和元年5月9日
高槻市教育委員会
教育指導課

高槻市における不登校児童生徒が通う「出席扱い」とする民間施設についてのガイドライン

このガイドラインは、個々の民間施設についてその適否を評価するという趣旨のものではなく、学校や教育委員会が、民間施設に通所する不登校児童生徒の「出席扱い」について判断するため、下記のとおり留意すべき点を目安として示したものである。

したがって、学校や教育委員会においては、このガイドラインに掲げた事項を参考としながら、学校と教育委員会が十分な連携をとり、民間施設への訪問・聞き取り等を行い、民間施設に通所する不登校児童生徒の「出席扱い」について、総合的に判断することとする。

記

不登校児童生徒について、次に掲げる要件を満たす民間施設において相談・指導を受けた場合に、指導要録上出席扱いとすることにより、当該児童生徒の学校復帰や進路保障、社会的自立並びに学習意欲等の向上及び推進に資することを目的とする。

1 実施主体について

法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

2 事業運営の在り方と透明性の確保について

- ① 不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
- ② 著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

3 相談・指導の在り方について

- ① 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。
- ② 情緒的混乱、情緒障がい及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる者が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされていること。また、受入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。
- ③ 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に

児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。また、我が国の義務教育制度を前提としたものであること。

- ④ 児童生徒の学習支援や進路の状況等について、保護者等に情報提供がなされていること。
- ⑤ 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

4 相談・指導スタッフについて

- ① 相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
- ② 専門的なカウンセリング等の方法を行うにあっては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。

5 施設、設備について

各施設にあっては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。

6 学校、教育委員会と施設との関係について

児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

7 家庭と施設との関係について

施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。